

## [事案 2024-359] 減額手続取消請求

・令和7年7月8日 和解成立

### <事案の概要>

減額の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成6年8月に契約した終身保険について、令和6年9月上旬に米ドル建介護終身保険を契約した際、減額手続を行ったが、以下の理由により、減額を取り消してほしい。

- (1) 令和6年8月、募集人から米ドル建介護終身保険の説明を受けた際、健康診断の結果を提示したが、問題ないと言われた。
- (2) 同年9月下旬、募集人から、何の説明もなく大腸検査の診断書が必要と言われた。
- (3) 同年11月中旬、保険会社から、同年9月中旬に特別条件の案内書面が募集人に送付されていることを知らされた。
- (4) 募集人は、クーリング・オフ期間中に特別条件の案内書面が発生していたことを隠ぺいしていた。

### <保険会社の主張>

本件について慎重に検討を重ねた結果、申立人の主張を認めるべき法的解釈の余地があることから、申立人の主張を受け容れ和解に応じる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。